

第9回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成27年11月16日（月） 13：30～14：20

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 306 会議室

出席者：

委員

太田会長、安宅副会長、井上委員、渋井委員、佐藤委員、仙波委員、
野田委員、星野委員、吉田委員、目黒委員、小出委員、坂内委員、若色委員
欠席者 1名

市

八木澤上下水道部長、邊見下水道課長、室井下水道課長補佐兼施設係長、道音普及係長、
伊藤管理係長、武藤下水道建設係長、菊地主事、平山主事
コンサルタント(日本水工設計株式会社)
武井弘

事務局(邊見)	<p>みなさま、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより第9回那須塩原市下水道審議会をはじめさせていただきます。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日の進行を務めます下水道課長の邊見と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議では、本澤委員から欠席の連絡をいただいております。下水道審議会規則第6条第3項により過半数のご出席をいただいておりますので、会議は成立とさせていただきます。それから今回もコンサルタントを同席させていただきます。あらかじめご了承くださいと思います。</p> <p>それでは次第に基づきまして進行させていただきます。はじめに太田会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
太田会長	<p>みなさま、こんにちは。</p> <p>当審議会も数えること第9回目となりまして、本日を除きますと残り1回となり、最終の日程については既にご案内済みで、市長様に答申書をお渡しするということですので、本日が実質的な最終審議となります。引き続き最後のとりまとめまで真摯なご審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(邊見)	<p>それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。ここからの進行は太田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
太田会長	<p>それでは、ただいまから第9回那須塩原市下水道審議会を開催いたします。本日の議題は、その他を含め5つございますが、最初の(1)軽減措置の設定見直しについてと、(2)軽減措置の対象となる使用者の設定見直しについてというこ</p>

<p>事務局(伊藤)</p>	<p>とで関連しておりますので、一括して事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私から会議次第(1)と(2)についてご説明申し上げます。お手元の会議資料の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、(1)軽減措置の設定の見直しについてということでございます。平成21年度～22年度にかけて開催されました下水道審議会の答申書におきまして、多量排水者に対する措置を考慮する旨が記載されております。</p> <p>2ページに参考として、前回の審議会の答申書の抜粋を掲載してございます。その内容を踏まえまして第6回の審議会で審議した結果、下の青い枠のとおり軽減措置につきまして、設定の方針が決定されたところでございます。しかしながら、第8回の審議会において使用料改定の改定案が決定したことにより、少量使用者につきましても10%以上負担が増えることとなります。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。表1-1 現行体系と改定案の地区別負担額の比較ということで、黄色とピンクのところは現行体系よりも使用料が増となる水量の区分になっております。黄色のところは増加率10%未満、ピンクのところは10%以上負担が増加する区分となります。</p> <p>それでは、1ページに戻ります。軽減措置の対象となる使用者の設定を、塩原地区において一定以上の水量を排出する使用者と決定をしましたが、使用者間の公平性や水道事業との整合性等を考慮いたしまして、こちらについて再度見直す必要があると考え、今回再度ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>次に4ページをご覧ください。こちらが議事の(2)軽減措置の対象となる使用者の設定についてということでございます。軽減措置の対象となる使用者につきましては、下の表にあるとおり3つの案を提示いたします。表2-1をご覧ください。案1～案3まで掲載しております。</p> <p>案1につきましては、現行体系から負担増となるすべての使用者を対象とするもので、水道事業と同様の考え方となります。</p> <p>案2と3につきましては、前回の答申書の内容を重視したもので、案2は全地区の多量排水者ということで、2,000 m³/月以上の方を対象としております。3ページの表1-1を見てもわかるとおり、黒磯地区における2,000 m³/月以上の方というのは、新料金体系にしますと負担が減ることとなってきます。基本的には西那須野地区と塩原地区の2,000 m³/月以上の方を対象とする案となります。</p> <p>案3につきましては、塩原地区の多量排水者ということで、第6回の審議会で決定した対象者と同様の案となります。そのほか対象件数、収入減額につきましては資料のとおりとなっております。</p> <p>こちらの案1～3につきまして、事務局としましては案1の現行体系から負担増となるすべての使用者を推奨したいと考えております。理由としましては、使用者間の公平性と水道事業との整合性を図りたいことが挙げられます。</p>
----------------	---

	<p>次に5ページをご覧ください。こちら5ページでは、参考としまして水道使用料で実施した段階的な軽減措置の内容を載せております。こちらは以前にも掲載させていただいておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。</p> <p>6ページにある表2-2をご覧ください。こちらは軽減措置の対象となった場合の負担額と、現行体系からの負担増減額を載せております。案1における全地区負担増となるすべての使用者を対象とする場合ということで記載しております。表の見方といたしましては、黒磯地区の5㎡でいきますと、一年目の平成29年度は現行の使用料より33円増える計算となります。2年目の平成30年度では66円増加となり、3年目の平成31年度では99円増加となります。4年目においては改定案にあるとおり、本来の負担額に変わっていくというような表となっております。</p> <p>案2につきましては、西那須野地区、塩原地区の2,000㎡/月以上の方が対象となっております。</p> <p>案3につきましては、塩原地区の2,000㎡/月以上の方が対象となります。</p> <p>4年目には本来の負担額になるということで、案1での事務局推奨案としましての軽減措置の設定方針となっております。</p> <p>よろしくご審議をお願いしたいと思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日は前日も確認させていただきましたが、改定案自体は既に審議済でございますので、その改定案に基づき負担増に関わる軽減措置についてのご審議をいただき、本日の中で決定をみたいということでございます。</p> <p>ただいま説明がございましたが、前回までのいきさつでは前回の審議会との申送り等とも含めまして、多量使用者の中でも塩原地区に限定した取り扱いということでこれまで進めてまいりました。ですが、今日新たに事務局案といたしまして、すべてを対象とし、その軽減措置の取り扱いを考えていきたいということでございます。</p> <p>いかがでしょうか。ご質問ご意見等ありましたらお願いします。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>これは水道使用料も同じ取り扱いとなっているとのことですが、同じような理由からでしょうか。水道事業ではどういった経緯でこういった取り扱いとなっているのでしょうか。</p>
事務局(伊藤)	<p>水道事業につきましては、公平性を重視するということで、負担増となる方すべてを対象としております。今回の下水道事業と水道事業の軽減措置の大きな違いは、水道事業では6年間で軽減措置を行います、下水道事業では3年間でいきますので半分の期間となります。この9ページの一番後ろに軽減措置によるイメージがありますが、軽減の1年目に75%軽減しますというものを、</p>

<p>太田会長</p>	<p>水道事業においては2年間継続しておりました。つまり75%が2年間、50%が2年間、25%が2年間といった内容となっております。全地区を対象としたという点は事務局推奨案と同じでございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>選択肢は案1～3と3つご用意いただきました。そのうちの案1が事務局推奨案ということです。</p>
<p>委員</p>	<p>塩原地区の上げ幅が大きい中で、多量使用者は特に大きな負担増となると思いますが、説得はできるのでしょうか。そのあたりが少し心配です。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ご指摘のとおり答申をしても、受け入れられないような内容であれば出しても意味はないと思います。一方、このことは懸案として前回審議会から引き継いできた事柄でもございます。併せて合併後の市内統一使用料ということで、基本的な在り方、原則については繰り返し確認をしてきたわけでもございまして、そうした結果がこうなったということでもございます。</p> <p>そのうえで、急激な負担増には何かしらの対応が必要ではないかということも審議会における継続事項でありましたので、結果として激変緩和措置をとることになったと、そういうことでもございます。</p> <p>確かに諸手を挙げてご理解いただけるかどうかは難しいところがあるかもしれませんが、当審議会といたしましては、その点は議会での判断、あるいは市長様の政策的なお考えやご決断に委ねざるを得ないところが残るかと思えます。当審議会では、望ましい使用料体系、設定の在り方というところに基づく結論を出していきたいということでもございます。委員の仰ることもわかりますが、そういうこととしてご理解いただければと思います。</p> <p>あとは事務局案でいきますと負担増になる使用者全体を対象とするということで、特定の地域に限ることはしない。負担の公平性という部分と水道事業との整合性といったことと合わせて、下水道使用料の改定では、固定費を本来の考え方に即して基本料金になるべく被せていくということで、考え方の整理をいたしました。今後少子化を迎える中で下水道利用者数なり、汚水排出量などが減っていかざるを得ない。そういった中で将来にわたって経営の安定化を図る。そうした判断が必要だということで、一つの考え方を整理したものです。</p> <p>結果として、ある面でいえば基本料金が上がりますので、そういう意味で固定費の負担割合が増えるということです。また少量使用者の一般家庭の負担にも直結するものですので、そういう点を配慮して、今回はすべての負担増となる方を対象とした軽減措置を導入することになったものと理解しております。</p> <p>いかがでしょうか。何かありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私の考え方といたしましては、案1の事務局推奨案は好ましいのではないかと思います。そう考える理由は、3ページにある水量区分ごとの負担増減額が、</p>

	<p>全体的にみてそこまで高くない印象を受けたからです。</p> <p>ただ、軽減措置に関する案 1～3 においては、少なくとも 3 番の塩原地区だけを対象とする案は好ましくないと考えます。</p>
太田会長	<p>最後の実質審議の場でございますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>基本的なことを教えていただきたいです。m³数でご説明をしていただいたのですが、2,000 m³/月や 1,000 m³/月とは、どれくらいの規模のホテル・旅館が該当するのでしょうか。説明する際などにわかりやすく伝えるため、わかる範囲で構いませんので教えていただきたいと思います。</p> <p>あとは 5 人くらいの平均的な世帯だと月々何m³/月が目安となるのかなども併せてお聞きしたいです。</p>
事務局(邊見)	<p>いま手元にある資料でお話しさせていただきますと、2,000 m³/月以上となるのは市内に 16 件ございます。内訳は大きな旅館や製造業が該当してまいります。</p>
太田会長	<p>特に製造業以外の旅館・ホテル関係で拾い上げるとどのくらいの割合となるのでしょうか。</p>
事務局(邊見)	<p>ホテル関係でいきますと 8 件ございます。その他が製造業となります。</p>
委員	<p>一般家庭の平均的な数値を示してあげればわかりやすいのではないのでしょうか。</p>
事務局(邊見)	<p>10 m³/月以下が全体の 30 数%となっております。全体的にみますと 30 m³前後が一番のボリュームゾーンとなっております。</p>
事務局(八木澤)	<p>大体客室 20 室くらいのところでいきますと、月の平均が 400～500 m³/月と考えていただければと思います。</p> <p>ちなみに私は 4 人家族で生活しておりますが、大体ひと月 30 m³/月使用しております、水道課の職員に言わせると少し多いのではないかと言われます。</p>
太田会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございました。</p>
太田会長	<p>他にございますでしょうか。</p>

委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>3つの案がございましたが、ご意見の中では事務局案である案1でよいのではないかといった意見もございました。それらを踏まえてお諮りをさせていただきますが、事務局推奨案どおりの案1ということで、この審議会として判断したいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>《はい》</p>
太田会長	<p>軽減措置につきましては、案1の現行体系から負担増となるすべてを対象にして、3年間にわたって軽減措置をさせていただくことにしたいと思っております。</p> <p>それでは、このことに基づきまして答申書(案)についてのご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局(室井)	<p>それでは、3番の答申書(案)についてご説明させていただきます。お手元の答申書(案)をご覧ください。開いていただくと日付の欄が空欄となっておりますが、こちらは平成28年2月8日を予定しております。市長宛てに当審議会の会長名で答申を行います。</p> <p>次のページを開いてください。はじめに全10回の審議会を踏まえて、次のような結論を得たので答申をするということで、1. 今後の下水道財政の見通しについてでは、(1)の下水道財政の見通し、現在の本市下水道財政は本来使用料収入で賄うべき汚水処理費のうち、9割程度を使用料収入で賄っており、不足分は一般会計からの繰入金で補填されている。今後の使用料体系を現状維持とした場合には、使用料収入による汚水処理費の回収が困難となり、一般会計への過度な依存を高めるか、一般会計による負担が望めない場合には、収入不足による経営悪化を招く恐れがある。といった財政計画の見通しが出ております。</p> <p>(2)の使用料水準についてですが、一般会計への過度な依存を回避し、下水道経営の健全化を図るために、今回改定する使用料水準については、汚水処理費を全額使用料収入で賄う水準である(経費回収率100%)に設定すべきとした。</p> <p>つづきまして、2. 使用料体系についてでは、(1)現在の使用料体系について、本市の使用料体系については市町村合併以前からの3地区、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区の使用料体系が異なるため、使用料の統一を行う必要があった。</p> <p>(2)使用料改定案について、今回の審議会でもとめた使用料改定案は6ページの表のとおりとなる。また改定に当たっては下記の3点の事項に留意し設定を行ったということで、①の使用料体系の統一につきましては、今回改定では、使用者間の公平を図るため3地区の使用料体系を統一し、単一使用料体系とするとともに、統一後の使用料体系は、黒磯地区、西那須野地区で採用されている累進制を採用するものとした。</p>

	<p>つづきまして、②基本水量設定の見直しについてですが、本市の水道事業においても基本水量を廃止していることを踏まえ、使用者間の節水努力に応えることも念頭に置きつつ、基本水量を廃止するものとした。なお基本使用量の廃止に伴い新設する従量使用料の水量区分である1～10 m³/月につきましては、少量使用者、一般家庭等の負担増の抑制を目的に1 m³につき10円と設定した。</p> <p>③使用者間の負担バランスの是正ということで、基本使用料を重点的に引き上げるものとし、多量排水者の動向に左右されにくい、下水道経営の安定化に資するような使用料改定案を設定した。</p> <p>また基本使用料の引き上げに伴う、一般家庭の負担軽減を目的に、従量使用料の水量区分の追加を行っております。</p> <p>つづきまして、3.留意事項等では、(1)段階的な軽減措置についてということで、今回の使用料体系の統一により、塩原地区の多量排水者を中心に大幅な負担増となる使用者が生じる。これに対応するため、下記のような段階的な軽減措置を設定し、使用者の負担増の緩和に努める必要があるということで、さきほどの段階的な軽減措置として、案1を記載させていただくこととなります。</p> <p>(2)今後の下水道事業の経営についてということで、下水道事業に対して可及的速やかに公営企業会計の導入を進め、下水道会計の透明性を向上させ、財政マネジメントの強化を図ることが望まれる。</p> <p>また、(3)今後の使用料体系についてですが、多量排水者の使用料収入に過度に依存することのない体系を構築する必要がある。また基本使用料による固定費の回収率の向上を図るために、口径別使用料体系等の導入について検討することが望まれるということとなります。</p> <p>8 ページ以降につきましては、審議会の付属資料としまして、諮問書と下水道審議会関係規則審議会委員名を、審議経過という形で添付されることとなります。以上となります。</p>
太田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>さきほどの軽減措置については、案1を該当の欄に挿入するというを含めまして、全体としての答申案についてもご提示いただきました。</p> <p>お気づきの点、何かご意見等あればどうぞ。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>では、順次確認をさせていただきたいと思います。1 ページ、2 ページはいかがでしょうか。財政の見通し、それと個々の使用者に対する負担配分、全体としてどこまで経費回収すべきかという使用料水準についての記述がございません。</p> <p>ここは経費回収率100%とするということによろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>《異議なし》</p>

太田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次は、回収すべき経費をどのように負担配分して、使用者間で分け合うのかということでございます。1番目の現在の使用料体系についてのところが、現状の課題ということでございます。その後、基本的な累進制を採るという考え方、基本水量については廃止するという。10 m³までの単価設定、合わせて固定費の扱い方の見直しでございます。それに伴って一般家庭の負担を軽減するために水量区分の追加を行っております。</p>
委員	<p>審議会で承認されてきた事項ですので、問題はありません。</p>
太田会長	<p>ご確認いただきました。ありがとうございます。</p> <p>6ページまではそのような内容となっております。7ページのところは、さきほどご確認いただいたとおりとなります。あとは7ページ、8ページの(2)、(3)については今後の在り方ということで、当審議会で一件落着ということではなく、今後とも継続して下水道使用料並びに経営といったことについて、意見を付して取りまとめていきたいということでございます。</p> <p>(2)健全経営といったところでは、アセットマネジメントという言葉が出ておりますが、下水道事業は非常に広大な施設を抱えておりますので、そうした施設の合理的・効率的な管理をしていくことについての基本的な考え方が示されています。</p> <p>また、公営企業会計の導入ということで、現在下水道事業については、こうした企業会計に準ずる会計制度といったものは入れていませんけれども、水道事業と同じようにそうした公営企業会計を入れていくということがここで示されております。</p> <p>(3)のところは今後の使用料体系の在り方として、口径別で改めて基本使用料を含めて料金の今後の検討を行っていくことが望ましい、ということを示しております。</p> <p>大体以上で今後の展望、あるいは申し送りを付して当審議会としての結論としたいと思います。</p> <p>何かございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>では、ご確認いただきました。</p> <p>そうしますと、これをもちまして当審議会として、答申書の確認をさせていただいたということになります。あとはこれを市長様宛ての答申書として最後にご確認いただき、次回で最終回ということになると思います。</p> <p>本日の予定議題はここまでとなりますが、実質的なご審議の機会は今日が最後です。全体を通してのご感想、ご意見等あれば何なりとお出しいただければと思います。</p>

委員	<p>使用料とは少し異なるのですが、設備投資をして、そのあとの老朽化の問題もあると思います。更に普及率などについても話がありましたが、これらについてあまり話し合わなかった気がします。そういうものをあまり加味しないで使用料体系を考えてきたと思いますが、そのあたりはどうなのでしょう。</p>
太田会長	<p>若干このあたりのことを説明させていただきますと、当審議会としては使用料のところだけを取り上げて、そこに限ったご審議をいただいたわけでは必ずしもないと思います。</p> <p>前の審議会では今後、どのように那須塩原市の下水道事業を進めていくか、今後どのような都市整備が考えられるのか、そのためにはどのくらいのお金がかかるのか、継続審議を進めてきたということがございます。</p> <p>最終的な結論を踏まえた上で市民の方々、あるいは業者の方々の負担額を上げるという形で結論を得たと理解しておりますが、そのあたりの経緯を事務局からご説明いただけますか。</p>
事務局(伊藤)	<p>さきほどのご質問は、現在の使用料を決定するにあたりまして、施設の更新などは加味してあるのかといったご質問であったと思います。実際、こちらの使用料体系を検討する上で、平成 55 年度までの財政計画という形で、管渠の更新工事につきましても、前々回の審議会でご説明したかと思いますが、管渠の耐用年数を 40 年～80 年で考え、このスパンで更新計画を組みまして、処理場の更新といったものも吟味した上で、平成 55 年度までの財政計画を作成して、今回の使用料体系の原案を作成させていただいた経緯がございます。</p> <p>ただ、普及率に関してのご質問もあったと思いますが、下水道課として普及促進を図っている状況でございますが、アンケートや自宅訪問などを実施していても、なかなか思うように進んでいないという状況があります。こちらにつきましては、今後もより一層普及促進に努めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>普及率の問題で、最近遅々として進まないということを聞いたもので、そのあたりのことはどうなっているのかと思いました。</p> <p>住民から申請がない限り下水道は引かないのでしょうか。</p>
事務局(邊見)	<p>下水道は整備するエリアを決めております。そのエリアの中に入っていないと整備することは難しくなります。その他では、公共的な道路であれば市の方で下水道管を布設してまいります。中には個人所有の道路もございます。そういった道路に関しては、所有者の方のご承諾をいただかないとなかなか進めることができません。下水道の規則に定めておりますけれども、そういった私道につきましては、私道に隣接する居住者の方々から同意をいただいて申請をしていただければ、順次整備を進めていくといったスタンスで現在進めております。</p>

<p>太田会長</p>	<p>これは下水道にもいろいろと種類がございまして、以前の審議会でも取り上げましたが、要するに合併浄化槽といった個人下水道と呼ばれるようなものもございまして、農業集落排水事業といったような市街地地域以外で運用される様式もございまして。</p> <p>いくつかのいわゆる公共下水道というものの以外に下水道に準ずる事業もございまして。そういったものを土地利用の実態に応じて適切に運用していくことで、衛生処理率を高めていくための全体の計画がございまして。</p> <p>そういう中で、この地域はいつまでに、どういった整備をしていくといった計画が立てられておまして、それらは前回審議会の際、具体的な那須塩原市における下水道事業の全体像として、中心的に確認した経緯がございまして。そうしたことを全体として引き継ぎながら、最終的には合併後の統一使用料体系を確認していく。その時にどういう内容としていくかをご審議いただいたということです。</p>
<p>委員</p>	<p>自分から下水道課へ申請をして、基幹道路に接道していれば整備してもらえるとということでしょうか。</p>
<p>事務局(邊見)</p>	<p>整理させていただきますと、会長からお話があったように那須塩原市全体で生活排水の処理構想というものを決めております。そのなかでは、さきほどのお話にあったように合併浄化槽で整備している地域、農業集落排水を整備している地域、それから下水道で整備していく地域が決まっております。その中であって下水道で整備している地域に委員さんのお話の部分がはまっていれば、ご相談に乗れる部分はあるかと思っております。</p> <p>ただし、個別処理の合併浄化槽を整備する地域にお住まいの方であれば、下水道の整備はできないというご回答になってしまいます。</p>
<p>太田会長</p>	<p>他に何かありますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>もし下水道に関わるご質問等があれば、別途事務局まで問い合わせいただければと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>最後に事務局からお願いします。</p>
<p>事務局(伊藤)</p>	<p>それでは、次回の審議会における市長への答申書の受渡しについてご案内をさせていただきます。さきほどもありましたとおり、次回につきましては来年の2月8日月曜日を予定しております。会場は黒磯本庁舎の3階、市長室のとなりであります303会議室で開催いたします。実際の答申書は市長室の方で市長に手渡すという段取りで行いたいと考えております。</p>

	<p>時間等につきましては、今回と同じ 13 時 30 分に集合していただきまして、14 時から市長室へみなさまで入っていただくこととなります。</p> <p>もう一点、今年度のはじめの審議会でお話しさせていただいた費用弁償ということで、みなさまのご自宅からこちらまでくる距離に応じて定額ではありませんが、1km30 円といった交通費分が支給されます。次回が最終となりますので、事務局で請求書を用意いたします。通知文でもお知らせしたいと思いますが、次回の審議会の際に印鑑を用意していただきたいと思います。</p> <p>また、費用弁償に関してお詫びになってしまいますが、黒磯の庁舎で行うということを想定しておりませんでしたので、費用弁償の 1km30 円について若干予算が不足する場合がございます。そのため 1km20 円になってしまう場合もございますので、その点についてご了解をいただければと思います。私からは以上となります。</p>
太田会長	<p>最後をお願いを申し上げたいと思います。さきほど答申書については案 1 で承知いただきました。そこで最終的な軽減措置の内容については、本日の決定事項を挿入いたします。改めて全体を通して文章調整をしますので、内容に変更はございませんが、文言的な意味で若干の微調整が出ると思います。そこは事務局にご一任いただければと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>〈異議なし〉</p>
太田会長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして審議会を終わりにしたいと思います。</p>